

第 21 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 17 年 8 月 25 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第 21 回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 8 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 25 分
場 所 浜坂町多目的集会施設

※出席者

協議会委員 (計 20 名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
陰山 毅	上島康彦	馬場雅人	朝野美喜代
小村俊之	太田昭雄	幸賀 毅	岡田衆二
岡坂峰雄	尾崎 靖	西脇 明	田中 董
平澤輝實	谷田一富	田中 要	中井 功
西村敏弘	西垣洋子	西村公子	中井祥三

幹事会 (計 5 名)

浜坂町	温泉町
田辺武則	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
	中村 茂

事務局 (計 6 名)

阪本晴良	西村大介
北村佐登美	宮脇美智子
太田洋二	川崎晴人

第21回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成17年8月25日（木）

13：30～

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

（1）報告事項

報告第46号 浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書について

（2）協議事項

協議第72号 新町町章の選定について

5 その他

6 閉 会

○阪本事務局長 ただいまから第21回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

幸賀議長、よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 第21回浜坂町・温泉町合併協議会に宥召いただき、感謝とお礼を申し上げます。

本日の協議会には、お手元に配付の議案のとおり、報告案1件、協議案1件、合計2件であります。後ほど会長より提案説明がなされます。

協議を重ね、本日、第21回をもって最終回となりますこと、安堵とあわせ、一抹の寂寥の感を禁じ得ません。秋風とともに実りの秋を迎え、時はまさに清風明月の候であります。事ここに至ってどじを踏むことをなきを期し、枝葉末節にとらわれ、大局判断に誤りなきを期し、大人の風格を備えた有終の美を飾ることにふさわしい、さわやかな協議をもって歴史的協議会を閉じることと相なりますことを心から念願し、開会の挨拶といたします。

続きまして、会長挨拶。

陰山会長、よろしくお願いいたします。

○陰山会長 皆さん、こんにちは。今、ただいま議長の方からも挨拶がございましたが、第21回の浜坂町・温泉町合併協議会の会議をここで招集いたしましたところ、皆様には大変御多用の中、御出席いただきましたことに心から感謝を申し上げたいというふうに思っています。

この合併協議会も思い起こしますと、いろいろと紆余曲折があった訳でございますけれども、ただいまの挨拶にもありましたように、特に問題がないとするならば、本日の会議をもって終了とする予定になります。そのための報告書の協議は、報告議題ということになっておる訳であります。本当に長い間、御審議、御協力をいただきましたことに、改めて心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

なお、本日の主議題でございますけれども、案内にも申し上げておりますように、町章の選定であります。後ほどまた提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は本当に御苦労さんでございます。適切な結論をいただきまして、今、議長が言われましたように、歴史的なこの協議会が有終の美を飾りますことを心から願ひまして、冒頭、会長の挨拶とさせていただきます。本当に皆さん、御苦労さんでございます。

○幸賀議長 これより第21回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

会議の成立について事務局から報告いたさせます。

局長。

○阪本事務局長 では、報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数の出席で成立することとなりますが、出席者は20名全員でございます。したがいまして、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、顧問の西村県民局長様につきましては、公務のため欠席の御報告をいただいております。丸上県会議員につきましては、御多用の中、出席をいただいております。以上でございます。

○幸賀議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をさせていただきます。

温泉町、岡田衆二委員、浜坂町、尾崎靖委員をお願いいたします。

続いて、議事に入ります。

本日の報告事項についての提案説明をお願いいたします。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、報告事項についての提案説明を申し上げます。

報告第46号、浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書についての1件の提案をさせていただきます。

後ほど事務局に朗読説明をさせますので、御審議の方をよろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 報告第46号、浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第46号、浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書について報告する。平成17年8月25日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会の廃止に関する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。合併協議会の廃止に関する協議書の内容でございますが、2町の合併協議会を廃止するに当たり、地方自治法第252条の6の規定に基づき協議いたし、8月18日付で両町の町長が協議書を取り交わしております。

内容でございますが、1点目は、関係町の長は、地方自治法の規定により、合併協議会を廃止するため、次の9月議会に廃止する規約を提案することとしております。2点目は、解散の日は9月30日としております。3点目ですが、協議会の会計は、合併協議会規約第17条の規定により、解散する日で打ち切り決算とすることとしております。4点目は、合併協議会の財産、債権・債務及び事務については、全て新温泉町に引き継ぐこととしております。5点目は、その他の件について規定をしております。

3ページには、それぞれの町議会に提案する議案の内容でございます。浜坂町・温泉町合併協議会は廃止する。附則として、この規約は9月30日から施行する内容でございます。

今後につきましては、この議案が両町の議会で可決されましたら、両町が告知を行い、廃止する理由や議決証明などを添付して、2町の町長が県知事に9月末日までに届けることとしております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

質疑に入ります。

報告第46号について御質問のあります方は挙手をお願いいたします。

なお、発言されます方は、町名、氏名を告げていただき、御発言をお願いをいたしておきます。御質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 ないようであります。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第46号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、御承認いただいたものと決定いたします。

次に、協議事項に入ります。

本日の協議事項についての提案説明をお願いします。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、協議事項についての提案説明を申し上げます。

協議第72号、新町町章の選定について、1件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局に朗読説明をさせますので、御審議の方をよろしくお願い申し上げます。

○幸賀議長 協議第72号、新町町章の選定についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 4ページをお願いいたします。協議第72号、新町町章の選定について。新町町章の選定について提出する。平成17年8月25日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町町章の選定について。新町町章を、別紙のとおり定める。

5ページをお願いいたします。選考委員会の谷田委員長から、選考経過などを報告するものでございます。委員会の開催ですが、1回目を5月に開催しております。2回目を7月17日に開催し、第5次選考まで行いました。第1次選考につきましては、1,020点の中から1人50点以内を選定し、合計235点を選定いたしました。その後、1人10点で51作品、その次に、1人3点といたしまして17作品、最終13点の作品を選びました。第5次選考で、その13点の中から3点を選考いたしました。

この3点の作品は、8ページから10ページに掲げてあるものでございます。この3点について類似調査を行いました。類似作品はありませんでした。

6ページには、町章の選定方法について3つ掲げておりますが、後ほど議長の進行により協議をお願いしたいと思っております。

7ページをお願いいたします。作品の提案趣旨を掲げてあります。朗読をさせていただきます。

ナンバー1、将来像をもとに豊かな自然の緑、海の波形、温泉をイメージするオレンジの楕円と、湯気のフォルム、人々（町民）の躍動感あるさま、光り輝き夢あふれぬくもりある町をアピールする。ナンバー2、温泉と山と海をデザインし、町民が輝きながら未来に向けて飛躍する姿を表現。触れ合い、創造、活力、飛躍を象徴。ナンバー3、ぬくもり系の配色で、元気な輝きのある人を表現しました。

8ページからの作品はカラーで提案されておりますが、1色で使用することもありますので、右側にはそれぞれコピーを掲載しております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

ここで選考委員会の選考の理由について、谷田委員長から報告をしていただきたいと思っております。

谷田委員、お願いします。

○谷田委員 それでは、失礼いたします。選考委員ということでこの重責を賜った訳ですけども、たくさんすばらしい作品をいただいて、この中から3点選べということの責任の重さというものを痛切に感じながら選考をさせていただきました。そう言いながら、先ほど事務局長の方から説明がありましたように、13点、最終的に残りました。そこで、皆さんで協議しながら、3点を選定をさせていただきました。

まず、その3点の中を1点ずつ、選考理由として申し上げたいというふうに思っております。

まず最初に、1点目の作品であります。これは2町の合併を2つの「S」で示したものであります。温泉の湯気のようにも見えます。2つの「S」が寄り添い、力を合わせて将来へ躍動する姿を描いたデザインに好感を持てる作品であります。そして、先ほども言われましたが、コピーした単色で表現する場合においても、すっきりした作品となっているということで選定させていただきました。

続きまして、ナンバー2の作品です。この作品としましては、平仮名の「し」というのをモチーフにしております。よく見れば山々というふうにも見えますし、また海の波を感じさせるような作品にも見えます。下方から上方への流れが遠近があり、伸びやかさを感じます。また、平仮名の「し」の持つやわらかさと流動性がさらに上昇する力を加えている作品で、未来に向けて飛躍する姿を描いたデザインに好感が持てる作品であります。単色で表現する場合においても、シャープな形が際立って見える作品であります。

続いて、3点目のナンバー3の作品を見ていただきたいと思います。これは、温泉の「温」という字をモチーフにしたもので、温もり系の配色のため明るさがあり、またバランスよく、安定感があり、元気な輝きのある人の姿を描いたデザインに好感が持てるということで選定させていただきました。単色に表現する場合においても、重量感があり、すっきりしている作品であるように思います。

以上の3点を今の理由により選定させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

ここで選定経過、選定の理由等につきましての質疑をお受けしたいと思います。

それでは、協議第72号についての御質問のあります方は挙手をお願いいたします。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 それでは、特に質問等はないようでありますので、質疑は打ち切らせていた

できます。

続きまして、町章の選定方法についてお諮りをいたします。

お手元の資料にありますように3点を用意させていただいておりますが、まずこの段階では、その他の方法についてはこれは省略をさせていただきまして、1と2の方法についての方法の選択をお諮りをいたしたいと思っております。

それでは、協議による方法とするのか、投票による方法にするのか、そのどちらかに決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。まず、協議による方法がいいと思われる方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○幸賀議長 これはありません。

次に、投票による方法がよいと思われる方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○幸賀議長 挙手全員です。よって、表決の結果、投票による方法で選定をいたします。では、投票の方法について確認をいたします。

まず、1点1点を記入することによってよろしいでしょうか。御異議ありませんか。1人1点、1人1点方式。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議がないようでありますので、異議なしと認めます。

次に、投票は無記名でよろしいでしょうか。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。

なお、投票の結果、3分の2に達しない場合には、上位2点による決選投票により最終決定することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。

開票の立会人を議長において指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。

それでは、開票立会人に、浜坂町の上島康彦委員、温泉町の中井功委員にお願いいたします。

それでは、投票に入ります。

事務局に準備をさせます。

ここで暫時休憩します。

〔休 憩〕

○幸賀議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

投票の開票結果につき報告をいたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 では、新町町章選定に係る投票の開票結果を申し上げます。

ナンバー1、得票数4票、ナンバー2、得票数14票、ナンバー3、2票、合計20票でございます。以上でございます。

○幸賀議長 以上の結果、ナンバー2が投票総数の3分の2を超えました。

お諮りいたします。協議第72号、新町の町章は、ナンバー2に御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、協議第72号、新町町章の選定については、ナンバー2に御承認いただいたものと決定いたします。

次に、その他の項に入ります。その他の項で何かありましたら、伺っておきたいと思えます。

どうぞ、岡坂委員。

○岡坂委員 浜坂の岡坂でございます。今までの議事は滞りなく終了した訳でございますけれども、10月1日時点での職務代行者等はいつ、どのような方法で決まるのか、御説明を願いたいと思えます。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 失礼します。いろいろ聞きますと、他の方の協議会では、本日最終のこの協議会でもって新町の職務執行者を発表するという例が多いようでございますけれども、午前中にも馬場町長とちょっと話しました。後で町長の方からの補足があれば説明をしていただきたいと思いますけれども、新温泉町の場合におきましては、両町長とも職務執行者

にはならないというふうに決定をさせていただきました。したがって、それでは職務執行者は誰にするのかということにつきましては2通り、3通りの方法がございますが、これにつきましては県等の法的なことも勘案いたしまして後ほど決定させていただいて、また決まりましたら皆様の方に御報告を申し上げるといふふうにしたいたいというふうにご考えております。よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 その他の項での発言となりましたが、当職より、念のため、先刻お決めいただきました町章の件についてお尋ねをしておきたいと思っております。

決定をいただきましたこのデザインについて、特に何か御希望、御指摘がありましたら、ここで伺っておきたいと思っております。

西脇委員。

○西脇委員 町章の件で、先ほど14票で、3分の2で可決されました。デザインについて拘束されるものではなく、それから、色彩が応募要領の中で2色という限定がありました。そういう辺から、この間からうちの議会にもこれ閲覧して見てもらえるようにしておいた訳ですが、2色という色が今後拘束されるのか、それから、旗とかいろんなものでつくっていく上に、デザインはこのデザインであっても、色について多少、海、山、温泉が描けるような色でも使える許容範囲があるのかどうか。デザインの関係並びに町章の選定委員の辺では、その辺は論議されたのか。提案が2色以内ということで応募されとったのでそれらがあったと思っておりますが、そういう許容範囲があれば、今後いろんな運営していく上により有効的な町章になるのではないかというふうには個人的には思いますが、それらについてのこのデザイン、色、すべての拘束力、作成者にとって一切もういられないものなのか、色見本でもよく印刷屋の色で、この色、何番というようなこともある訳ですが。何ら異論をつけるものではありません、より運用できやすいような方法を検討いただけたらなということで御意見を申し上げておきます。以上です。

○幸賀議長 ただいまの西脇委員に対する回答につきましては、その経過と、それから現時点で回答でき得る範囲内で事務局より答弁願います。

事務局長。

○阪本事務局長 この町章につきましては、今後、町旗とか、それぞれ封筒の印刷とかいうことの中でPRをしていったりというふうなこともある訳でございますけれども、色につきましては当初、地柄も含めて4色ということで、実質3色で皆さんに提案申し上げておいた訳ですけども、選考委員会の中で、やはりシンプルの方がわかりやすいというふうな

ことで、実質2色にさせていただきました経過があります。それらも踏まえまして、また今後、このデザインがもう少し皆さんのイメージに合うというものがどういうものなのかちょっと具体的にお示しできれば、そのようなことで専門家の方に、また色のものも含めて相談をさせていただいて、あと両町長がまだおられますので、その間にでも御一任いただけるということでしたら、町長に相談して色の方も決めていったらというふうに思っております。以上でございます。

○幸賀議長 その他ございませんか。

中井祥三委員。

○中井（祥）委員 温泉町の中井です。今の説明について、ちょっと私、納得のいかない部分がありますので、もう一度説明をお願いしたいと思うんですが、今の説明では、まだ配色等についても協議をするというようにおっしゃられたんですが、私はこの場で協議をされて決定されたものがそのまま使われるのであろうと。あるいは変更があるなら、この場で何らかの協議がなされるべきものであろうと。じゃ、どこの場で協議がなされて、あるいは町長が一存で変えられるものなのか、その辺のもう少し説明をお願いしたいと思います。

○幸賀議長 ちょっと暫時休憩します。

〔休 憩〕

○幸賀議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩中に御意見を承りましたが、先刻、決定をいただきました町章につきましては、ナンバー2のとおり決定させていただきたいと思います。御了承いただきたいと思います。

西脇委員。

○西脇委員 先ほど岡坂委員が職務執行者の件で、県との協議というような会長のお話もありました。他町の先進町では、合併の場合には、職務執行者の決定は非常に早い時期にされておる訳で、我々議会の方も、いつ発表があるだろうかと、9月から定例会も始まります。悠長なことを言っとらずに、一日も早く職務執行者を決めていただいて、次なる10月1日の合併に向けての体制を落ちのないようお願いしたい。今日の段階ではまだその段にないという発表がありましたが、安易に延ばすでなしに、早急に決定をお願いしたいと。本来、今日でも発表、最後の協議会ですから発表があるかなというふうに思っただぐらいですので、そのことを再度お願いしておきたいと思います。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 そのとおり、できるだけ早く決定したいというふうに思っております。

○幸賀議長 よろしいですか。

岡坂委員。

○岡坂委員 先ほど会長が、今のお答えもあった訳ですけれども、職務代行者の件ですけれども、行政的な手腕、それから方法、これは県に相談するというところでございますけれども、今、西脇委員の言ったように、やはりこれは早急に決定をすべきだということに、それを早くしなければ、やはりこれから10月1日までの合併の実施が非常に難しいように思いますが、未だまだ県とも相談してないというような意見でございますけれども、それでは間に合わないと思いますので、ひとつその点についてもう一回、馬場副会長さんでも結構でございますし、陰山会長でも結構でございます。どうして今できないのか、その点、ひとつ御説明をお聞きしたいと思います。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 県との協議はしております。しておりますが、最終的な判断が出てきていないというのが実態でございます。それは、申し上げますと、基本的には両町の町長が新町の職務執行者になるというのが基本であります。両町の町長がなれないとなると、次は誰をするのかということになりますと難しい。それで、普通でありますと、それでは助役の中から出そうかということになるんですけども、9月30日まで両町の町長が職務を執行した場合には、助役、収入役は全部そこで失職になります。失職になった人が職務執行者にはなれません。そうなりますと、職員の中から上席の課長をもって職務執行者にしなきゃならない。その場合には、それでは1日には誰が職務執行者として職員の配置とか、発令するのかというような問題が出てまいります。そこで、助役をする場合にはこういう方法がある、上席課長をもってする場合にはこういう方法があるというのが2通りある訳ですけども、そこについてもう少し、県としてもきちっとした検討というか、町の方にお伝えをするというのが今現在でありますから、もう一日、二日待って、場合によったら今日でも返事が来るかもわかりませんが、その辺の問題をきちっと整理してから決めたいということでございます。

○幸賀議長 岡坂委員。

○岡坂委員 ちょっとわかったようでわからん訳ですけれども、まず非常に端的な質問をしますけれども、2町長が職務執行者にはならないということはどうしてならないのか、両町長にちょっと簡単に御説明願いたいと思います。

○幸賀議長 陰山町長。

○陰山会長 これは良識ある委員さんですから、その先はどうか御理解を賜りたいというふうに思います。

○幸賀議長 馬場町長。

○馬場副会長 私も同じ思いでございます。

○幸賀議長 そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは最後に、閉会の挨拶を馬場副会長から申し上げます。

○馬場副会長 それでは、第21回目の浜坂町・温泉町合併協議会、これが最終となる訳でございます。21回にわたりまして、終始熱心に御議論いただきました委員各位に重ねて感謝とお礼を申し上げたいと思います。

実はフランスの古いことわざに、物事ができない理由はいつも100あるというふうに言われることわざがございます。フランスでは大統領が各町や村に入ってこられるときには祝砲を上げるというならわしがございます。その中で、ある村が祝砲を上げなかった、その理由をあれこれと幾つも並べ立てたというのが、物事ができない理由はいつも100あるということでございますが、私ども行政に携わる者ももちろんでございますが、責任転嫁をする、自分は悪くない、自分以外の誰かが悪いんだというふうな思いを持って物事に当たっていくとなかなか事がおさまらない、まとまらないというのがそのことわざの持つ意味だというふうに思っております。

新しい町は、海、山、温泉、それぞれ豊富な自然資源を持っているところでございますし、そこに集う人々の気持ちというものも、俗に言われますホスピタリティー、温もりあふれる応対というものを、これは決して今ここに住んでいらっしゃる皆様のみならず、外から訪れていただく皆様に対しましても発揮をしていく。そのことによって、決して後ろ向きではなくて、前向きの新町として発展をしていかなければならないというふうに思うものでございます。

今日まで賜っております皆様方の、あるいは町民各位の御支援、御協力をさらに新町に一層力強く発揮をいただきますことを心よりお願いを申し上げます、この閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○幸賀議長 以上で第21回協議会を閉会といたします。御苦勞さんでございました。